

隠岐航路のあり方検討業務の公募型プロポーザルの実施について

次のとおり公募型プロポーザルの手続きを実施するので公告する。

令和2年12月11日

隠岐広域連合長 池田 高世偉

1 業務名

隠岐航路のあり方検討業務

2 目的

本業務は、隠岐航路の持続可能な運航に向け、船隻体制や運航便数及び寄港地などの運航形態のほか、旅客や貨物の集約、採算性などの調査、検討を行うことで、運航事業者や地元自治体など関係者の連携した取組を促進させることを目的とする。

3 業務内容

別紙「隠岐航路のあり方検討業務委託仕様書」による

4 委託業務期間

契約締結の日の翌日から令和3年12月24日まで

5 事業者選定の概要

(1) 事務局

隠岐広域連合事務局 総務課 企画財政係（担当：木村）

〒685-0104

島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016

電話 08512-6-9150 ファックス 08512-6-3330

ホームページ <https://okikouiki.jp>

電子メールアドレス y-kimura@okikouiki.jp

(2) 隠岐航路のあり方検討業務事業者選定委員会

本事業者の選定は、隠岐航路のあり方検討業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

(3) 選定方式

審査では、提案書を基に、一次審査で書類審査を行い、二次審査でプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。

なお、審査の概略は、隠岐航路のあり方検討業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）のとおりである。

6 応募資格

応募資格を有する者は、参加表明書の提出日現在において、次に掲げる（１）から（６）までの要件全てに該当する者とする。

ただし、共同企業体の場合は、全ての構成員が（１）から（５）までの要件全てに該当し、かつ、少なくとも１構成員が（６）の要件に該当すること。

- （１） 単体又は２者以上の共同企業体により参加する者であること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （３） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （４） 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （５） 参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無い者であること。
 - ア 親会社と子会社の関係
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係
- （６） 国及び地方公共団体又は民間事業者から元請けとして、公共交通事業（特に離島航路）の調査検討に係る業務を受注し、完了した実績があること。

7 審査に係る手続等

- （１） 実施要領及び参加表明書等の様式の交付

ア 交付期間

令和2年12月11日（金）9時から令和2年12月21日（月）17時まで

イ 交付方法

隠岐広域連合ホームページからダウンロードすること

(2) 参加表明書等

ア 提出期限 令和3年1月6日（水）17時（事務局必着）

イ 提出方法 持参又は宅配便等受取が確認できる方法

(3) 提案書等

ア 提出期限 令和3年1月15日（金）17時（事務局必着）

イ 提出方法 持参又は宅配便等受取が確認できる方法

(4) 一次審査（書類審査）

開催時期 令和3年1月20日（水）（予定）

(5) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 開催時期 令和3年1月26日（火）（予定）

イ 開催場所 隠岐広域連合事務局（予定）

(6) 審査及び結果の通知

提案書、プレゼンテーション等による適否審査を行い、最優秀者及び次点者を選定し、その結果を令和3年1月27日（水）（予定）に各提案者へ文書で通知する。

(7) 契約の締結

ア 二次審査で選定された最優秀者を業務委託の契約候補者とし、契約締結交渉を行う。

イ 提案書等の提出者が1者となった場合は、二次審査の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とする。

ウ 最優秀者が本事業者選定以後に実施要領に定める失格事項に該当すると認められた場合、広域連合と最優秀者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により最優秀者が辞退した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行う。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円

(2) その他の詳細は実施要領による。